

障害児通所支援に係る加算届出に関する期日・留意事項について

期限

・新たに創設された加算、前年度実績等により4月から変更が生じる加算

① 4月15日（月）必着までに提出→4月から算定

② 4月30日（火）必着まで→4月から算定

（②の場合、データ反映は5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要になる）

令和6年度報酬改定により新たに創設された加算や、既存の加算で区分が新設されたものを算定する場合は、届出が必要になりますので、ご注意ください。届出がない場合は、算定が出来ません。区分の変更等がない場合は、届出は不要です。

以下の加算については、報酬改定により届出をしなければならない事業所が多いと思われるので、重要点としてお示しいたします。

- (1) ~~児童指導員等加配体制：当該加算を算定されている事業所については、新区分に応じた届出を行ってください。ただし、「その他の従業者」を算定されており、令和6年4月1日以降も継続して「その他の従業者」で算定される場合は、当該加算に関する届出不要です。~~ **別事務連絡の「児童指導員等加配加算、専門的支援加算の届出について」によりご確認ください。**
- (2) 専門的支援加算：当該加算を算定されている事業所は、算定を取り下げる場合のみ、当該加算に関する届出を行ってください。

なお、届出時に必要な書類が不足している場合や、修正事項が多い場合は、①②に関わらず、4月からの算定が出来ないこともございますので、提出時は必要な添付書類や内容は必ずご確認ください

【報酬改定に係る提出資料に関する特例】

・参考様式6（実務経験証明書）について、期日までにご準備いただけない場合は、「実務経験証明書提出に関する誓約書」のご提出により届出を受理いたします。ただし、事業所による実務経験証明書の保管は必須でございますので、実務経験証明書の取得は引き続き行っていただきますようお願いいたします。届出以後、実務経験や実務内容の要件を欠けていることが判明した場合は、速やかに報告いただきますようお願いいたします。